

令和6年第2回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

令6.6.27	第2回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長
	内閣総理大臣、内閣官房長官
	財務大臣、文部科学大臣
	総務大臣

学校現場では、増加するいじめや不登校の問題、貧困による教育格差の問題など、解決すべき課題が山積し、教職員が子どもたちの豊かな学びを保障し、分かりやすい授業をするための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。こういった学校現場の多忙化が、病休者の増加や教員採用試験の低倍率、地方自治体における教員の確保困難の要因となっています。国や地方自治体も、学校現場の多忙化を解消するために教員の働き方改革を進めていますが、なかなか進んでいないのが現状です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられ、令和7年度で完了する予定です。今後は、きめ細かい教育活動を進めるためにも、小学校にとどまることなく、中学校における早期実施と、さらなる学級編制の標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を保障し、豊かな子どもの学びを保障するための教育環境整備は不可欠です。

こうした観点から、令和7年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。中学校においても学級編制の標準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。